

令和7年度 第2回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：令和7年11月6日（木）午前10時00分～

2 場 所：静岡県庁別館9階特別第二会議室・WEB

3 出席者：14名

4 議 事

（1）審議事項

- ・静岡県国土利用計画（第六次）素案について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、座席表
- ・【資料1】静岡県国土利用計画（第六次）の策定
- ・【資料2】令和7年度第1回静岡県国土利用計画審議会意見の要旨と対応
- ・【資料3】静岡県国土利用計画（第六次）素案の概要
- ・【資料3 参考資料】目標設定の考え方
- ・【資料4】静岡県国土利用計画（第六次）素案
- ・参考資料 静岡県国土利用計画審議会条例

令和7年度 第2回静岡県国土利用計画審議会

令和7年11月6日

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございました。

今回の審議会は、ペーパーレスにて実施いたします。事務局から資料を説明する際は、事務局側で一括して画面操作をいたしますので、そのまま画面を御覧いただきますようお願いいたします。説明終了後、事務局で画面操作を解除いたします。「発表者が会議を終了しました」というメッセージが画面上に出ましたら、「OK」ボタンを押していただき、タブレット内の資料を自由に御覧ください。操作方法等につき御不明な点等あれば、いつでも気軽に声を掛けていただきますようお願いします。

また、ウェブを併用した開催となっております。オンライン参加の委員の皆様は、発言の際に挙手機能等により意思表示をお願いいたします。音声設定についてですが、発言をされないときは音声設定をミュートにしていただき、発言する際に設定をオンにするようお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況についてでございます。当審議会委員15名のうち、6名のウェブ参加を含みます合計14名の皆様の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

本日の審議会は、国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱に基づき、公開いたします。また、会議録につきましても、委員の皆様に御確認いただいた後に公開をいたしますので、御承知おき願います。

それでは、審議会開催に当たりまして、静岡県企画部長から御挨拶を申し上げます。

【部長】 第2回の静岡県国土利用計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして、本日は、会長はじめ委員の皆様方には、お忙しいところお時間をお割きいただいて御出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。ウェブで御参加をいたしている各委員の皆様方にも御礼申し上げます。

また、7月に開催しました第1回の審議会におきましては、私どもから国土利用計画の第六次となる計画の骨子をお示しさせていただきまして、各委員から非常に活発な御審議をいただいたところでございます。重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、今日、第2回の審議会でございますけれども、委員の御意見を踏まえました骨子に修正を加えました計画素案を御用意いたしてございます。特に計画素案では、前回の審議会で県土利用に関する基本構想の審議というところを重点的に御審議いただきましたけれども、本日は第2章の農地、森林、宅地などの利用目的に応じた規模の目標、それから第3章の規模の目標達成に必要な措置の概要を新たにお示したところでございます。今回の審議会では、第2章、第3章を中心に是非御意見をいただいて、より一層計画の精度を高めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

今後の段取りといたしましては、本日の審議会の御意見も踏まえまして、修正を加えた計画案をさらに作成します。その後、国や市町との協議を踏まえて、パブリックコメントなどを踏まえ、計画の最終案を作成してまいります。年明けまして2月上旬を目指に、第3回となる審議会をお願いしたいと思っております。またその際には、各方面からいただいた御意見を反映した最終案を御審議いただいて、年度末までに成案としてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、御専門の立場などに基づきまして幅広い見地から本日も御意見を賜ればと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 それでは、以降の議事進行につきましては、審議会条例の定めにより、会長にお願いいたします。

【会長】 それでは、皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。前回の7月の開催に次いで、今年度2回目の開催となります。前回は、骨子案についていろんな御審議をいただきました。今回は、国土利用計画の素案について御審議をいただくことになります。

この審議会は、県の国土利用計画はもちろんでございますが、土地利用に関する重要事項を審議するということになっており、これからのかまちづくりに関連する全ての施策の基になる重要なものとなります。審議会がこうした所期の目的を達成できますよう、本日御出席の見識者でございます皆様の御経験、また御協力をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただき、議事に入らせていただきます。

それでは、（1）の審議事項であります「静岡県国土利用計画（第六次）素案について」を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。

＜静岡県国土利用計画（第六次）素案について＞

【会長】 ありがとうございました。

ただいま静岡県国土利用計画の素案についての御説明がございましたが、この間、第1回目のときに皆様から提案をいただきました意見が反映された中で、素案ということで、今、説明がございました。全体で結構ボリュームがありますけれども、これらについて一括で、何でも、思いついたことでも、何か指摘でも結構でございますので、気楽に御意見を出していただくとありがたいかなと思います。

今の説明を聞いた中で、何か皆さんから御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。土地利用のそれぞれ地目ごとの目標ですね、今後10年間、10年後の。また、今いろいろ御説明がありましたけれども、何か気がついた点、御意見等でも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

【委員】 今後の目標面積について、22ページに記載されています、森林についてもトレンドで24平方キロ減少するということですが、これを県土の発展のためにその他の利用で使ってもらえるのは結構だと思いますけど、21ページのところに面積目標の考え方という記載があります。一番下に、緑豊かな美しく品格のある農山村の形成ということで項目が挙げられていますが、そこで荒廃農地の再生とか、あと未利用地の森林への転換とかという項目が挙げられていますけど、基本的には既存の優良農地とか森林を整備、保全して、機能を確保するということが一番重要かなと考えていますので、そういった基本的な考え方の中にそういう記載を書いていただけると、関係者としては大変安心といいますか、そういう気がしますので、その辺がもし可能でしたら記載していただきたいということがあります。

それからもう一点、先ほど事務局から水源地の規制の関係がありました。今回、水源地の監視を続けていくということで記載をしていただきましたので、大変ありがたく感じています。ただ、事務局からの説明があったように、国でも今後規制をやっていくというよ

うなことを言っていますので、先ほど事務局が言われたような国の動向を注視するというようなことをもしできたらここに記載していただくと、関係者としては非常に安心な気持ちになりますので、その辺の配慮をしていただきたいと思います。

以上2点、お願ひします。

【会長】 ありがとうございます。

事務局の前に、今の意見で、もし委員の皆さんから何か感じたことがあつたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

【委員】 先ほど資料3の参考資料ということで農地と森林というのはこれだけ減ってしまうという話がありました。最後にその他の51という数字がありますが、荒廃農地というのが非常に増えるだろうと予測されるので、これから持続可能性や景観にとっても今後ますます問題が起こってくる点であると思うので、利活用ということを項目の中で触れていただくということが重要なではないかなと感じております。

ちょっと関連ではないですけれども、最初の第1章の県土管理の方策、最初の1行目の複合的な施策というところですが、次の資料3-3にも複合的な効果を発揮する施策の推進というふうに書いてありますので、繰り返しになるかもしれません、そこに「総合的な」とか、「総合的な施策」、それとも「分野横断的な施策」など、何か一言追加していただければよりはつきりするのかなというふうに思いましたので、お願ひしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

こういう基本の農地、森林のほうをまずは活用という話と、それを記載してほしいということと、水源の関係のお願いがございました。事務局の見解のほうをお願いできればと思います。

【事務局】 御意見ありがとうございます。

既存農地の確保、それから複合的なところに關しましては「総合的」「分野横断的な」という言葉、あるいは荒廃農地の利活用の促進といったところにつきましては文言の追加のほうをまた検討させていただければと思います。

国の動向につきましては、本当に最近情報が出てきたものですから、なかなか今後どうなっていくのかというのが我々も情報を持ち得てないんですけども、またそこにつきましても検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

【会長】 それでは、ほかに何か御意見等がございましたらお願いいいたします。どうぞ。

【委員】 資料3-3のところに、景観や自然環境に配慮した県土利用というところがあるんですけども、今年限りかもしれません、熊の出没というのが大変今ニュースになっておりまして、生物多様性の確保というのはもちろん大切なことだと思うんですけども、そこに住む人間、人というのも当然おりますので、多様性の重要さはもちろん承知しておりますけども、そういういかに人間と共生できるかというような部分をもう少し文章にしていただけだと、そこに住んでいる県民の安心という部分にもつながるのではないかというふうに感じております。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

今、熊の話が出ましたけども、全国で自衛隊とか、そこまで出るほど非常に問題になつておりますが、私の住んでいる東部のほうも熊の情報というのが大分増えている状況でございます。今、生物多様性の問題、これと、また人間との共生というか、そういう御指摘がございましたけども、いかがでしょうか。

【事務局】 熊の件、最近、本当にニュースをにぎわせているというのはもちろん承知はしております。こちらの計画そのものは、基本的な、大きな方向性なですから、なかなか細かいところまでは書き込めないとは思うんですけども、ただ委員の御指摘にありました自然との共生に関しては、いろんなところで書かせていただいておりますので、またそちらも文言の内容の検討のほうをさせていただければというふうに思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。検討していただけたということで、よろしいでしょうか。

ほかに皆さんから。どうぞ。

【委員】 資料の県土利用の基本方針のところで、さきの会で意見交換されたか思いますが、1ポツ目、「県民の安心」を実現する県土利用とありますが、「安心」は安全とセットで今まで使われてきたように思います。「安全・安心」ということで、ハード面とソフト面から使われてきたと思うが、「安全」という言葉が入らないのは、御説明をいただければと思います。災害の面でも昨今の「熊問題」のお話でも、安全を確保されて安心につながると思いますので、御説明いただけたら幸いでございます。

よろしくお願いいいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今、「安全」という話が出ましたけども、いかがでしょうか。

【事務局】 資料の3-1のところ、左側の丸の左上のところ、ハード・ソフトの両面を組み合わせた取組を推進しということで、そういう意図はございます。ただ、言葉につきましては、「安全」というものが分かりやすいということもありますので、追加する方向で検討させていただければと思います。

【会長】 よろしいですか。安心と安全、ちょっとニュアンスが違う、気持ちの問題と、いろいろ、「安全」と言うともっといろんなハード的なことも含めて出てきますので、是非御検討のほうをお願いできればなと思います。

ほかに皆さんから何かありましたら。どうぞ。

【委員】 第2章、第3章を中心に議論ということですけど、第1章でちょっと思ったので、資料4の素案の2ページ目に、県民の安心を実現するという項目で、一番最初に第4次地震被害想定から云々という文章があるんですけど、これは大地震があったときの津波、浸水の程度を予測して地図で色塗りしたもので、県のG I Sでしたか、ページで公表しているわけですけど、これが結構土地を求めるときに重要な参考になるんですね。

これをつくってからもう10年たっているんですけど、その間に各市が努力されて、防潮堤を造っていると思うんです。浜松とか、磐田、それから吉田町、焼津、これ、かなり長い防潮堤を造っていますので、それでかなり浸水域というのは減っていると思うんです。だから、そこに住んでいる人が実際いるので、その人たちに安心を与える意味で、浸水域の地図、第5次被害想定をつくるというのはないんでしょうかねということなんですよ。

つくっていただければ、相当色塗りされた分が減るとは思うので、利用が高まるのかな。特に浸水域というのは昔からの市街地なもので、結構高齢者が多いと。だから、もともと人口減少が厳しいところで、さらにこの被害想定が入っていると、人が、買い手もいないということで、地価がどんどん下がっているような状況がかなり長い間続いているんです。ですから、少しでもいい材料があったら提供したほうがいいかなということが一つ。

それから、2ページの下のほうに集中豪雨の関係が書いてあるんですけど、51年前、七夕豪雨があって、清水の押切が床上浸水で1メートル以上になって、その地域が今でも台風が来ると結局浸水するんです。というか、結局、巴川の規制が完璧にされていないわけ。だから、そこら辺、この辺の治水が一体どうなっているのか、一通り計画が終わって事業が終わったのか、それともやるのか。

資料の34ページ、これを見ると、中部地域の方針が書いてあるんですけど、この中で麻機遊水池の整備と巴川の関係についても書いてあるんですが、一応何かやるんだなとは思うけれど、具体的に、とにかく七夕豪雨のときはあの辺り一面は畠がいっぱい、田畠が多かったんですけど、今は田畠が潰れてほとんど宅地になっちゃっているもんで、水の浸水がさらに悪くなっているもので、冠水の程度がさらに悪くなっているんじゃないかなと思うんです。だから、新たな大規模の治水作業なりをやって対応してもらいたいと思ってる。

なおかつ、基本方針で、まず第1に県民の安心、第2に持続的成長、第3に景観や自然等の保全だから、方針全体で県民の安心がトップなんですよね。ところが、34ページを見ると県民の安心の部分が一番最後に来ちゃっているから、西部地区もそうですよね、天竜川下流域においての治水産業が一番最後に来ちゃっているんだけど、県民の安心を考えるんだったら、これをトップに持ってくるような感じで構成を考えられないのかということを思ったので、意見を申し上げました。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

防潮堤がだんだんできている中で浸水域が変化しているということで、新しいそういう被害想定というものはどうかということと、またちょっと具体的な御指摘をいただいた、清水の巴川の関係。それから、安心ということの構成について御指摘がございました。3点について、県の見解のほうをお願いいたします。

【事務局】 最初2点、第5次被害想定と、それから巴川治水の関係につきましては、それぞれ担当課のほうからまずはここで回答させていただければと思います。

【事務局】 1点目の浸水被害のお話でございますけれども、まさに御指摘がございましたとおり、第5次被害想定というものを来年度策定する、来年度中には公表するという形で、目下、検討といいますか、調整を進めているところでございます。その中で、おっしゃるとおり、防潮堤とか、あるいは水門とか、こういったものが整備されておりまして、こういったところがどこまで取りめるのか、この辺をしっかりとシミュレーションしながら適切な形で出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【事務局】 巴川の治水対策についてお答えいたします。

巴川の治水対策につきましては、昭和49年の七夕豪雨を契機といたしまして、総合治水

対策ということで麻機遊水地の整備などと、あと河川の改修、こういったものを組み合わせた、ハードとソフトを組み合わせた総合的な治水対策を進めてきておりました。令和4年の台風15号の際には、七夕豪雨と同規模の雨が降りましたけども、浸水戸数を約8割減少するような効果も発揮しているといった状況でございます。

ただ、まだまだ治水対策については途中でございまして、現在も総合治水から流域治水といった考え方に基づきまして、流域のあらゆる関係者が連携して取り組むといった流域治水対策のほうを進めております。今後も巴川流域につきましては、さらなる治水能力の向上に向けて対策のほうを推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【事務局】 3点目、地域別、各地域における取組の記載順序のほう、これも分かりやすさの観点から、安全・安心な県土利用、持続成長、それから景観、自然になるよという順番のほうにそろえるかどうか、修正のほうをしていきたいというふうに思っています。

【会長】 ありがとうございました。

ただいま県のほうから答弁がありましたけども、1番については来年度公表予定ということで、今いろいろな調査等をしていると思いますけども、取り込める範囲では取り込むという御意見をいただきました。それから、巴川については、今もまだ継続中ということで、少しづつ効果が出ているという判断でいいのかな、そういう感じで、それから安全・安心という位置づけについては、優先順位を高めてということで、今、答弁でしたけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございました。

ほかに皆さんから何かございましたら。どうぞお願いします。

【委員】 外国人の関係の話が出ましたけど、今、メディア等をにぎわせているタイムリーな話なですから、是非そこら辺を織り込めればいいかなと思って聞いておりました。

それで、あとちょっと教えていただきたいんですけども、資料3-2の規模の目標というところの表があるんですが、これ、令和5年と17年と比べると減少するだろう、増えるだろうという差というところが出ているかと思うんですけども、農地、森林は減っていくんじゃないかなと、宅地も減っていくんじゃないかなと、宅地の中でも住宅地がかなり減ってくるんじゃないかなということで書いてあって、増えるのはその他。これ、全部プライ

するとゼロになっているわけですから、転用というか、変わっていくんだろうという表だと思うんですけども、これ、宅地、住宅地が11平方キロ減るというのは、市街地にある空き地はその他になっているので、増えていくんだろうと言われている空き家はまだ11というこの項目の中に含まれていて、例えば、僕がちょっとよく分からなくなつて思つてたのが、更地化するとその他になる、市街地の空き地というものになるということなんですか。どういう見方をしたらよろしいのかなと。

【事務局】 空き家のままでと住宅地なんんですけど、空き家が更地にされて、例えばその他に記載させていただいているんですけども、いろんな、市街地の空き地もそうですが、ほかの用途、例えば商業用地に転換されたりしますと、その他のほうに移つてくることになります。

【委員】 住宅用地としての建物のない状態は増えるのではないかというような意味合ひ、ありがとうございます。

もう一個よろしいですか。これ、パブリックコメントとか、何かほかの人の目に触れる資料になるんですか、今日、今、僕たちが見させていただいている資料というのは。

【事務局】 資料3の参考資料につきましては今回の御説明用に作ったものですが、資料3-2につきましては、パブリックコメントのほうでもお示しできるかなというふうには思っています。

【委員】 3-3の伊豆半島、東部というところの地域別の措置の中で、誤植なんですが、不可欠が2回つながっていたりとか、東部の一番下の3項目めの一番最後、「山梨件」は、これ「県」だと思うものですから、訂正しておいていただいたらと思いました。

以上です。

【会長】 ほかに皆さんから何かございましたら、お願ひいたします。今日はウェブでも委員の皆さんに参加をしていただいておりますけども、ウェブの皆さんからも、もしあれば、御自由に御意見願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 今、各委員さんから出された御意見はもっともだなというふうに思っています。

今回のテーマといいますか、案件が県の国土利用計画ということで、様々な分野の個別計画というものではないという中では、様々な県民の皆さんに対する国土利用の方向性を示すという位置づけにおいては、様々なことが考えられ網羅されているかなと。首長という立場であるならば、土地の利用と保全、そういうものを考えるに当たつて、ここに示さ

れたようなキーワードで考え方というのは網羅できるのかなということで、受け止めをしています。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

ウェブで参加されている皆様、何かございましたら、途中でも結構ですので、また声を掛けていただくとありがたいかなと思います。

どうぞ。

【委員】 今日、冒頭の森林の件で、外国資本のところの部分について、そこは当然止められないんですけど、各部局の共有としてしっかり見ていくいただきたいというお話が出たんですが、そこは全く農地も同じ状況にありますし、県内の農地も徐々に外国人の売買が増えてきています。そういうところが問題になってくるんですけど、県の人だったり各市町の担当者との共有がやっぱりなされていなくて、各市町は分かっていても、県のほうでは実態とか、実際どれぐらいの面積がそうなっているのかというのが把握されていないところもありましたので、やはりそういうところの共有というのは、農地についても同じようにしていただけるとありがたいなと思います。

それともう一つ、資料を頂いた中の34ページのところ、各地域の様々な措置というところで、西部地域なんですけれども、西部地域は特に平地が多くて農業もすごく盛んなんですが、その中で用水のところをすごく取り上げていただいたのはありがたいなと思っています。

そのほかには、農業地域においてはというところの3行目辺りのところで、「生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、」で点がついているんですけど、その後ろに、現在維持されている優良農地の維持確保という言葉もやっぱり入れてもらいたくて、今、浜松、磐田辺りも、農地として確保されている優良農地が徐々に工業地帯化されていて減っているのが現状にありますので、特にそのところにはその言葉を入れていただけるとありがたいなと思います。

よろしくお願ひします。

【会長】 ありがとうございました。

ただいま大きく2点、指摘をいただきましたけども、外国人の売買の関係、また冒頭にもございましたけども、優良農地の確保というのを是非してほしいという要望がございましたが、いかがでしょうか。

【事務局】 外国人による農地の売買という話でございますけれども、国のほうにも調べましたけれども、現時点では静岡県内でそのような報告があまりないという話があったものですから、ただ、ほかの農業者、法人とかに聞くと、実際にはそういうところもあるというような話も聞いておりますので、今後しっかりとそこら辺を把握できるように、市町、それから国ともしっかりと話をして、情報共有に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

【会長】 もう一点ですね。

【事務局】 もう一点、優良農地の確保について文言を記載してほしいということ、こちらにつきましては記載のほうを前向きに考えさせていただきたいと思います。

【会長】 1点目のはうは、私も市長ですので、うまく現場へ各自治体トップとの連携もということで、自分のことのようにも思いましたけども、連携を図っていければなと思っております。

ただいまの質問は、よろしいでしょうかね。

では、次に行きます。どうぞ、ウェブのほうから御質問。

【委員】 前回を踏まえて、盛り込んでいただいて、ありがとうございました。資料のほうも見やすくなつたかなと思いましたが、その中で資料3-1の表なんですけれども、非常に初歩的な質問で申し訳ないのですが、真ん中の3つの丸の左から右というのは、右のほうが採用されている図で、左のはうは修正前という意味なのか、これ、どういう意味で載っているのかちょっと分からなかつたので、お聞きしたいんですけれども。

【事務局】 こちらにつきましては修正前とかということではございませんので、左側が課題になります。課題に対して、右側がそれに対してどのように対応していくかの構図を示したものということなので、そういう関係性でございまして、修正前、修正後というような形ではないということで御理解いただければと思います。

【委員】 分かりました。そういうことでしたら、課題とそれに対する目標ということで、明確に書いていただければと思います。

右側の特に3つの丸のはうなんですけれども、全体的にこういう計画ってすごく文字が多くなっているので、もともと県土利用の話ということは資料の中で分かりますので、全てに、県民の安全を実現する県土利用とか、持続可能な成長の実現に向けた県土利用といって、全ての上からの段に「県土利用」とつけていただいているんですけども、なるべく

断定で「県民の安全の実現」とか「持続可能な成長の実現」という形で、断定的な言い方のほうが文字数が減って、より図式として分かりやすくなるので、その辺の表現の問題なんですけども、もうちょっとすっきりすると、左と右の意味で具体的に課題に対すると いうようなものを加えていただければありがたいなと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。今の御指摘についてはどうですか。

【事務局】 おっしゃるとおり、文字が多いなというのも、今、見て思いましたので、ボリュームも含めて、あとより県民の皆様に分かりやすい資料となるように、改善のほうを加えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

【会長】 よろしくお願ひいたします。

ウェブの皆様、よろしいでしょうかね。

【委員】 資料4の素案のところにございます、12ページの（1）の都市という項目がございますけれども、この中で上から4行目の段落、地震や津波、風水害等への、以下いろいろ書いてあるわけでございますけども、この中で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行いというところは分かるんですが、災害ハザードエリアにおける公共交通網のリ・デザイン、公共交通網のリ・デザインというのがどこに係っているのかというところなんですが、災害ハザードエリアを走っている公共交通、例えば先だっての南海トラフ地震の、大津波ですか、津波警報が出たときに、静岡県内のバス業者のほとんどが海岸沿いを走るバスに関しては運行を停止したという事実がございます。公共交通網のリ・デザイン、これは本当に重要なことで、ここ、書いていただいているのはとてもありがたいなと思うんですけども、公共交通網のリ・デザインの交通網が災害ハザードエリアに係ってくるのかなというところで、お聞かせいただければなと思うのですが。

【会長】 ただいまの御質問について、お願ひいたします。

【事務局】 こちらにつきましては、文章が非常に分かりづらくなっていて、何がどこに係っているのかというのがちょっとはつきりしないところがございます。恐らく公共交通網のリ・デザインに関しては、ハザードエリアのほうには係ってないんじゃないかと思うんですけど、すみません、ちょっと今、確認が取れないものですから、また確認をさせていただければと思います。

【委員】 ありがとうございます。公共交通網のリ・デザインそのものは、国交省も静

岡県の交通基盤部さんもいろいろ本当にやっていただいたようによく理解しておりますけれども、この文章の流れでいくと、災害ハザードエリアにおける話をされているのかどうかというところが一つ確認を取っていただければなというのが一点。

それから、主にデマンド交通や新しいモビリティの導入といったところで、交通政策に関してコメントをいただいているのは、とても心強く感じているなというのが私の所管でございます。

ただ、道路行政が今後、先だって国交省のほうでも自動運転のタクシー及びバス、これを2030年までに1万台にするという目標が明確に語られたんですけれども、バス協のほうでも自動運転バスの導入ということを地方自治体さんと一緒に進めていくという方向性が確認できているんですが、いわゆる道路インフラのこういった自動運転に向けてどういうふうに整備していくかといったところが、この中で語られるところがあるのかどうか、述べていただけるパートがあるのかどうか、これを一点またお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

道路インフラの件につきまして御質問がありましたけども、どこかにそれが入っているのかどうかですね。どうぞ。

【事務局】 今の道路インフラの質問ではないんですけども、その前の公共交通網のリ・デザイン、これが災害ハザードエリアのことを指しているのかどうかという御質問についてお答えいたします。

災害ハザードエリアの開発抑制というところは、「地震や津波、風水害等へ」から始まる文章につきましては、「災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い」というところで一度完結してしまって、そこから次の「中長期的な」から始まるところにつきましては、災害ハザードとはまた別に、全体を通しての文章になりますので、適切な文章にさせていただければと思います。

【会長】 なるべく分かりやすく明確に表現したほうがいいのかなと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

もう一点のほうを、どうぞ。

【事務局】 自動運転に向けた道路インフラの検討ですけども、現在、国と高速道路会社が新東名を使って自動運転の実証実験を実施しております。今、この計画の中には、自動運転に向けた道路インフラの在り方とかというのは記載がないと思っておりますが、ま

た事務局のほうと調整させていただいて、何か加えるようなことができるか検討させていただきたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 道路インフラのほうは非常に大事だと思いますので、是非また検討のほうをしていただければなと思います。

ウェブの皆様、何かほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。また何かありましたら、手を上げていただくとありがたいと思います。

また戻りまして、委員の皆様のほうで、いろんなことをお聞きました。新しいことでも先ほど出たことでも結構ですので、何か御意見があつたら自由にお願いしたいと思います。どうぞ。

【委員】 今後の国土利用計画ということで全体の文章を読みますと、県土の管理は、人口減少している、県民それぞれが担わなければならないことは必須です。今後、パブコメもされますし、指針、方針が皆様の心に伝わるような資料になっていただければと思います。

その中で、割に、関係者が一体となりとか、里山のところにはN P Oの記載はありますが、民間企業はじめ、様々な、多様な主体が、それぞれ連携し合って県土を守っていくというスタンスで全体が構成されるとよろしいのではないかと思いました。やはり計画をつくるので、県民の皆様が、それこそ安全で安心な、そして多彩な景観によって豊かなシビックプライドを育み地域づくりに参画いただけるような、方向性が生まれるとよいのではないかと思います。

それから、文章の最後、35ページの終わりの文です。ここに、「数十年単位の期間で取り組む必要がある」と書かれているのですが、当計画目標設定2035年目標の達成時期ではないかと思います。その目標に対してどのように取り組んでいくのかということが記載されるべきではないかと思っております。

「県土が現在及び将来における県民のための限られた」と記載されていますが、「かけがえのない資源、資産であることをかんがみ、人口減少社会における地域課題を踏まえた土地利用や県土管理の手法等について、各地域特性における合意形成を進めるなど」という県民が主役というような形での終わりの文章、メッセージがここで記載されたほうがよろ

しいのではないかと思いました。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。委員一通り、御意見を聞きましたけど、ちょっと方向性というか、大きな全体の話になりますが、やっぱり県土を守っていくというしっかりした方向性、一体となってというようなことと、今、最後の、終わりのところの部分ですけども、2035年が目標ということでしたほうがいいんではないかというまとめの仕方について御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

【事務局】 お答えいたします。

まず1点目、多様な主体の参画ということに関しましては、資料の3-1の一番下のところ、県土管理の方策のところの2つ目の丸ですかね、多様な主体による県土管理の促進ということで記載をさせていただいたところでございます。国の計画におきましても、地域管理構想ということで、住民を巻き込んだ形で国土管理というものが盛り込まれておりますので、県のほうといたしましてもその方針をしっかりと守っていきたいと思っております。

2点目の、「おわりに」の言葉、確かに、すみません、計画自体は委員のおっしゃるとおり10年の計画でございます。ここで書きたかったのは、要は国土利用、国土計画に関しましては、10年で全てが終わるわけではないですから、そこに記載させていただきましたもう少し長期的な視点での取組というところを書きたかったんですけども、確かに数十年単位というのは分かりづらい表現だと思います。なので、そこにつきましては改めさせていただきたいと思いますし、県民が主役というメッセージというのを盛り込んだらどうかという御提言もいただきましたので、そちらも併せて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかに何か、どうぞ。

【委員】 言葉上の問題で少し気になったんですけども、資料の3-3ですね、景観のところ、右側ですけれども、そこに「里地里山」という言葉がありまして、本文の中にも「里地里山」というのが2か所出てくるんですね。この言葉はなかなか難しいと思いますが、静岡県としては海に面する範囲も非常に大きいので、その辺も含まれるような表現にしてほしいというのが、私の感想ですけど。というのも、今、「里山里海」という言葉が

かなり多く使われるようになってきているというふうに思います。「里地里山」と言うと、自分たちが、人間が住んでいる場所、そこだけを中心にフォーカスしているような感じがしまして、もう少し視野を広げて、海、そしてやはり海と向き合って生活している人たち、そういう方たちも含めた表現にできないかなと感じたところで、ちょっとお考えいただければなというふうに思います。

もちろん「里地里山」という言葉が、国交省との関係で出てきているので、それは言葉として使われたとしても、海やその関係性を含むという考え方であるのであればいいですけれども、最近の新しい言葉や表現というのも工夫して考えていただければと思いました。

【会長】 ありがとうございます。ただいまの「里海」、視野を少し広げたほうがいいんではないかということに関しまして、いかがでしょうか。

【事務局】 すみません、不勉強ながら「里海」というのは私も初めて聞きました。こちらにつきましては、土地を前提とした計画なので、どうしてもやっぱり山だとか農地だとかって、そういう話になってくると思いますが、ちょっと勉強させていただいて、うまく盛り込めるところがあれば考えていきたいです。

【委員】 表現として、「海も含めた」とか、山や海も含めたような言い回しもできるかなと思いました。いかがでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 私も先生の意見に大賛成です。やはり温暖の対策には海を視野に入れた取組が必要だし、私たちの豊かな暮らしには海の関わりがすごく高いので、先生のおっしゃる「里山里海」というような表現で、文章表現を検討いただければと思っています。

特に東部、中部、伊豆半島、西部、500キロ余の長い海岸線を有しております静岡県ですので、そういう海との関わり合いの中での土地利用計画を、陸域と一体で考えるべきだと私は思っております。

ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。災害の面では津波ということで非常に海が注目されますけど、土地利用においても非常に、今、海と一体的ではないかということもありますので、また御検討のほうをしていただきたいなと思います。

ほかに皆さんから何かありますでしょうか。どうぞ。

【委員】 一つ。中部地域の者なので、33ページのところに、一応、清水港と中心市街地が一体になったみなとまちづくりという文言があり、港の船舶が大型化しているという

記述があります。令和6年度は、本州で一番このクルーズ寄港が、美しい港として寄港しております。連日のように寄港し、国内外クルーズ観光客の大勢の方たちが訪れています。2隻着岸できる岸壁も整備されており、そのような取組は、全国的に注目を集めております清水港ですので、ここにクルーズ寄港のことも入れていただけたらありがたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。ただいまの御指摘、いかがでしょうか。

【事務局】 クルーズ寄港のところに關しましては、地域産業の活性化という中で当然観光といった面もありますし、地域における貢献ということですね、そういう効果もあるかと思いますので、文言のほうに入れられるように考えてもらいたいというふうに思います。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかの皆さんから何か。どうぞ。

【委員】 8ページのところの真ん中から少し下に「多様な主体の参画」という言葉が、多分この資料の中で一番初めに出てくるかなと思うんですが、詳しい説明が24ページに、「地域住民や民間企業、NPOなどの」という具体的な県民のありようというのが出てくるので、一番初めに出てきた「多様な主体の参画」というところに、具体例、24ページに書かれているような具体的な団体なども少し加えることは可能かどうか、お聞きしたいです。

【会長】 ありがとうございました。ただいまの御指摘につきまして、いかがでしょうか。

【事務局】 承知をいたしました。確かに24ページのほうには、地域住民、民間企業、NPO、多様な主体ということで表現されていて、最初に出てくるほうにはむしろそれがないものですから、ないと分かりづらいという御指摘かと思いますので、そこも分かりやすくするように検討してまいりたいと思います。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかの皆さんから何かよろしいでしょうか。ウェブのさんはいかがでしょうか。何かありましたら、手を挙げていただければありがたいと思いますけど。よろしいでしょうか。皆さん、ほかに何かありましたら。

どうぞ。

【委員】 ここによく上がってくる地域の住民の方たちって、かなり高齢化が進んでいらっしゃると思うんですね。私たちの生活と高齢者の生活というのはなかなか違いがあるものですから、あと私どものサービス自体も訪問介護が減少したりとか、担い手がいなくって、なかなか入りにくい環境にもなっておりまます。事業者が減っていったりと厳しい環境の中で、なかなか高齢者の情報が入ってこない地域とかというのもあるかと思うので、できればそういう高齢者の視点でも、考えとかも取り入れていってあげることが必要になってくるのかなというように思いますので、これ、今後の参考に高齢者の御意見、そこに住んでいる高齢者も安心・安全に暮らせるような計画案を盛り込んでいってもらいたいかなというふうに思いましたので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの高齢者の視点というか、御意見というか、そんなものも反映できたらという御意見ですけども、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。国土利用に限らず、人口減少等も、今、高齢化というのは、色々な部分においてやっぱり課題となっていることは事実でございます。国土利用計画の中で高齢者の視点というのがうまく入り込めるかというのはちょっとまだ分からぬですけれども、またそこも含めて検討させていただければなと思います。

以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかに皆さんから何か、よろしいでしょうか。

それでは、いろんな御意見をいただきましてありがとうございます。反映できる意見ということもございましたので、また県のほうで御検討いただいて、パブリックコメントの素案というか、その中に織り込める部分は是非織り込んでいただければなと思います。

それでは、審議のほうはこれで終了させていただきます。

事務局におかれましては、これからパブリックコメントの準備に入ると思いますけども、是非最終案の作成に向けた作業を御検討願いたいと思います。

また、審議会として判断を要する点が生じましたら、私、会長に一任していただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議なしということで、ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事のほうは終了しました。円滑な御審議に御協力を

いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。議事事項につきまして、御審議いただきましてありがとうございました。

審議会を閉会するに当たりまして、静岡県企画部長より御挨拶を申し上げます。

【部長】 本日は、長時間にわたりまして熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。各委員の専門分野に基づいて、非常に幅の広い視野から様々な御指摘をいただきました。ありがとうございます。

全部をコメントできませんけれども、幾つか私どもの心に留めておかなければいけないなという点をちょっと振り返ってお話をさせていただきたいと思いますけども、県土利用の方策のところで、「総合的な」というところをきちんと加えたほうがいいという御指摘をいただいたかと思います。まさに国土利用計画はこの後策定していく土地利用基本計画の基になり、さらには各個別の土地利用の方針の基になるものでございますので、「総合的な」という視点はいま一度全体を見返して、しかるべきところにその意識が埋め込まれているかどうかということを見直していきたいなと思っています。

それから、熊の危険についての御指摘をいただいておりました。生物多様性という言葉、定義の中に、今、環境省のほうも人命の重要性を越えても生物多様性という考え方を尊重することにはもちろん立っておりませんので、熊の指定鳥獣の考え方についても、皆様、御記憶に新しいところだと思いますけれども、環境省のほうで新たな考え方を示して、昨年、一昨年から検討を始めて、現在に至っているということで、熊との対し方ということも大きく変わってきたところでございます。

生物多様性については、国際的な条約、30 b y 30（サーティ・バイ・サーティ）の考え方、O E C Mといった保全の考え方、そういったところから、国との方針の中ではそういったことが示されているということでございますけれども、二律背反の考え方ではございませんので、その辺は表現の中できちっと安心を感じてもらえるように、書き加えるなり、工夫をしていきたいなというふうに思います。

それから、優良農地の維持確保ということの御指摘もいただいています。これは、昨今の米不足で農業基盤の重要性ということは国民誰もが感じていることでありますし、また県民も感じているところでございますので、この点についても言葉が誤解をされないようきちっと書き込んでいきたいなというふうに思っています。

あと、「里海」の御指摘もいただきました。どうしても国土保全の考え方というのは、1990

年の終わり頃から京都大学の内藤先生によって里地里山という概念が非常に強く主張されるようになって、環境省も環境工学という中で検討してきたということは私ども承知しております。そういう流れの中で、国の方針の中にこの言葉がつながって捉えられてきた部分があろうかというふうに理解しています。

一方で、私どもも平成の初期の頃から、故人となられましたけれども、森は海の恋人の畠山重篤さんに様々なところで御指導いただいた、里地里山と海とのつながりとの重要性というのを理解しながら様々な政策に反映してきておりますので、今回も改めてその御指摘をいただいたということで私もはっとさせられましたけれども、既に能登半島の辺り、これ、高規格幹線道路の名前にもなって、里海という言葉が明確に位置づけられていますので、そういう世の中全体の共通認識ということで、表現のほうを工夫させていただければというふうに思います。

また、本当に全部を紹介し切れませんけれども、都市交通の在り方ですとか、高齢者の視点といったところも御指摘をいただきましたので、これらを次回の審議会で計画案のほうにしっかりと踏まえた上で、対応させていただきたいと思います。また、その他の様々な御意見につきましても、計画文面の中には反映できないかもしれませんけれども、取組の上においてはしっかりと意識を置いて進めていくということで、御理解をいただければと思います。

改めて、今日、勝又会長の御進行にも大変御尽力をいただいたということで、御礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

―― 了 ――